

こども家庭センターの設置について

1 こども家庭センターの趣旨・目的

令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法(令和 6 年度施行)により、子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置が努力義務とされました。

こども家庭センターの設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負担がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村として相談支援体制の強化を図るために行われるものです。

2 こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設で、設置の要件は下記のとおりです。

- (1) 母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧市町村子ども家庭総合支援拠点)双方の一体的な運営を行うこと。
- (2) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること
- (3) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること
- (4) 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと
※別添資料 2-2 のとおり
- (5) 当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一名称)を称すること。

3 当市における設置に向けての検討

当市においても、国の通知に基づき、令和 6 年 4 月に「こども家庭センター」設置に向けて、「子育て世代包括支援センター(担当:健康推進課母子保健係)」と「子ども家庭総合支援拠点(担当:子ども課子ども福祉係)」双方の一体的な運営を行うために、同じ係として事業を実施することで検討を進めています。